

郡山市子ども・子育て会議意見交換会 会議録

【日時】

平成29年11月7日（火）午後6時30分～午後7時30分

【場所】

郡山市こども総合支援センター（ニコニコこども館）3階 研修室

【次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
（1）（仮称）郡山市子どもに関する条例素案について
（2）その他
- 4 その他
- 5 閉会

【出席委員】

10名（敬称略）

滝田 良子、吾妻 利雄、遠藤 重子、太神 和廣、加藤 友和、菅野 哲哉、保住 キミ、増子 静江、安田 洋子、吉田 みね

【欠席委員】

10名（敬称略）

平栗 裕治、大川原 順一、大和田 新、亀井 浩一、佐藤 広美、隅越 誠、千葉 益弘、福内 浩明、峯 淳子、柳沼 雅俊

【同席者】

平石 典生 弁護士

【事務局職員】

21名

こども部：佐久間 信博（部長）、伊藤 綾子（次長）、塚原 馨（次長兼こども未来課長）
こども未来課：遠藤 尚孝（主幹兼課長補佐）、石田 佐和子（こども企画係長）、木村 祥一（こども企画係主査）
こども支援課：滝田 昌宏（課長）、穴戸 美恵子（課長補佐）、佐藤 昭一（主任主査兼子育て支援係長）、柳沼 洋史（主任主査兼こども家庭相談センター所長）、山田 てるみ（主任技査兼母子保健係長）
こども育成課：石澤 哲夫（課長）、渡辺 玲子（主幹兼課長補佐）、片平 力也（課長補佐）、佐久間 由三子（主任主査兼保育認定係長）、結城弘勝（主任主査兼保育事業支援係長）

【配布資料】

- ・（仮称）郡山市子どもに関する条例素案について
- ・ユニセフ「子どもの権利条約」説明資料

1 開会

(遠藤主幹)

定刻となったので、ただいまより「郡山市子ども・子育て会議」を開催する。

2 会長あいさつ

【滝田会長から以下のとおりあいさつがある。】

- ・委員が出席しやすいよう、会議発足後初めて夜の開催となった。
- ・事務局と協力して会議を運営していきたい。

【遠藤主幹が新たに就任した吉田 みね委員を紹介し、吉田委員からあいさつがある。】

【今回も、法曹の見地から御意見をいただくために、平石典生弁護士にも御同席いただいている旨の説明がある。】

3 議事

【議事の前に、事務局：木村主査から本日使用する資料の確認がある】

(遠藤主幹)

それでは「議事」に移るが、以降の会議の進行については、郡山市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、滝田会長に議長をお願いする。

(滝田会長)

それでは、議長を務めさせていただく。

当初、議題は2件の予定であったが、諸般の事情により1件のみとなっている。

早速だが、「(仮称)郡山市子どもに関する条例素案について」事務局から説明願う。

【事務局：木村主査から、資料に沿って説明がある】

(滝田会長)

ただいまの事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(菅野委員)

前回の意見に対する結果を説明してもらったが、検討結果として児童の権利に関する条約に文化・芸術活動に関する規定があるので、改めて条例に規定しないとのことであった。

むしろ、条約に規定されているのであれば、条例にも規定すべきと考えるがどうか？

また、私は文化・芸術活動に参加する権利は非常に重要だと感じており、条約の規定に対応している条文はどこなのかを教えていただきたい。

(事務局：木村主査)

児童の権利に関する条約には、既に多岐に渡る子どもの権利が規定されていることから、条例において改めて規定せず、条例素案の第1条、目的に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」との文言を入れることで、条約を大前提とした条例であることとしており、個別具体的な子どもの権利に関する内容は全てこの文言で受けている。

(菅野委員)

2つ目の質問についてだが、文化・芸術活動に参加する権利は具体的にはどの条文に反映されているのか？

条約の精神にのっとっているのであれば、何らかの規定に反映されているはずである。

(事務局：塚原次長)

平成20年前後から他自治体において制定の動きが活発になっており、当時は、条約に規定されている子どもの権利を改めて条例に規定するスタイルの自治体が多かった。

2016年に児童福祉法の改正があり、児童福祉の原理の規定に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が加えられ、現行の法律が条約の精神にのりつたものとなった。

そのような変遷を受け、近年制定されている他自治体の条例では、子どもの権利について改めて条例の中で規定する流れからは離れ、条約を批准し、改正児童福祉法の中でも条約の精神にのりつていることから改めて子どもの権利について規定しなおすことは行わないというスタイルになってきており、これらの背景を踏まえ、改めて定義しなおすことはしないという検討結果に至った。

また、文化・芸術活動に参加する権利を具体的に反映している条文については、第3章において子ども支援のための基本的な施策を規定しているが、子どもへの支援はあまりにも定義が幅広いことから、条例案の第16条において「全ての子どもに対し適切な支援を行う」と規定し、ここで諸々の支援を包含している。

(菅野委員)

私は条約に規定されている権利を改めて規定してほしいわけではなく、どのように反映されているのかを聞きたかった。

今の説明では、一番近いものとして第16条ということだが、私は第9条に規定されている「環境づくり」が一番近いものとする。

子どもが健やかに成長するためには、安全・安心な環境も大切だと思うが、心豊かな環境づくりといった形で盛り込めれば、条約の趣旨がより反映されたものになると考える。

(事務局：塚原次長)

御意見を踏まえ、子どもへの支援について膨らませることができないかを再度検討したい。

(太神委員)

第9条の「安全で安心な環境づくりに努めるとともに」という点だが、努めるのではなく保障するというように、市が責任を持って担保するような文言が必要かと考える。

(滝田会長)

条例の名称については何か意見はあるか？

(加藤委員)

条例の名称は、案の1, 2のどちらかで決定なのか？

(事務局：塚原次長)

当初、条例をどのような趣旨のものにするのが一番良いかが決まっていなかったため、仮称として「子どもに関する条例」としていたが、条例素案の内容が具体的に固まってきたこと、市民等から広く意見を聞くためにパブリックコメントを実施する際に「子どもに関する条例」では、素案の内容がなかなか伝わらないことなどから、条例素案の内容を考慮し、事務局として名称案を作成した。

案のどちらかに決まっているものではなく、他自治体の条例名称も載せているので、これにとらわれず、皆様から御意見をいただきたいということである。

また、場合によってはパブリックコメントで条例名称についても広く意見を求めることも考えられる。

(加藤委員)

そういうことであれば、条例の内容を鑑み、「総合支援」という大きな括りの名称の方がよいと思う。

(遠藤委員)

私たちは会議に出席しているのである程度内容を把握しているが、次代を担う子どものことであり、市民の方々が条例を読んで「やらなきゃいけない」と意識できるような分かりやすい名称のほうがよいと思う。

(吾妻委員)

事務局案1、「郡山市子どもの育ち総合支援条例」という名称が、今まで我々が審議してきた内容が全て盛り込まれていると考える。

(保住委員)

同感である。

(増子委員)

子どもの育ちだけでなく「健やかに育つ」ことが重要であるため、「健やか」という文言を入れるのもよいと思う。

(安田委員)

「総合支援」という言葉が入るのが大切だと思う。

(吉田委員)

条例の目的に「総合的かつ継続的に」という文言があることから、名称にも「総合」という文言が入ったほうが条文と名称が一致すると考える。

(菅野委員)

条例の目的を読み返していたが、「子どもを第一に考えるまちづくり」や「子どもが生きいきと輝くまちづくり」という文言があり、これが非常に分かりやすいと思う。

事務局案も悪くはないが、「子どもが輝くまちづくり条例」のように、「環境づくり」よりも「まちづくり」という文言の方が身近に感じてもらえるし、「子どもが輝く」という言葉が子どもを第一に考えるまちづくりという方向性が非常に明確に出てくると思う。

(吾妻委員)

「明るい」、「輝く」、「まちづくり」といった文言は、高齢者支援などでもかなり使用されており、個人的には「私たちが作ったこの条例はそれらとは違う」という思いはある。

(太神委員)

私は皆さんとは少し違っており、最初は「子どもの権利を保障する」ことを目的としていたが、そこから議論を重ね、「子どもへの支援」という形に変わっていった。

子どもの権利というところがはっきり分からなくなってしまっているので、そこがどのように整理されたのかが疑問である。

子どもの権利が侵害される事案が多く発生している社会情勢において、子どもの権利を強調することが重要であり、虐待の問題や、子どもが犯罪に巻き込まれるような風潮が強くなっていることを踏まえ、子どもの権利をしっかりと守るということを盛り込んでいく必要があると考える。

(滝田会長)

ここで平石弁護士に御意見を伺いたい。

(平石弁護士)

まず、菅野委員から文化・芸術活動に関する話や、太神委員から子どもの権利に関する話が出たが、児童の権利に関する条約に規定されている子どもの権利を、条例に直接盛り込む結論にならなかったことについて考えてみた。

法曹の見地からすると、様々な子どもの権利をこの条例素案に直接的に盛り込むことは、技術的に難しいという印象がある。

児童の権利に関する条約は、「子どもはこういう権利を持っている」という作りになっているが、条例素案を見ると、子どもが権利を持っていることを前提として、子どもを取り巻く大人は「子どもの権利を保護するためにこういう責務を持っている」という作りになっており、言わば「大人の責務条例」といった内容にとれる。

児童の権利に関する条約とは表裏の関係であり、発想が基本的に違うことから、大人の責務条例に子どもの権利が入ってくると、条例全体として異質なものが入っている印象を受ける。

しかし、条例の目的に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言があるので、前提には子どもの権利があり、それを守るために大人の責務を定めるという作りなので、既に成熟した素案ではあるが、条約にある様々な種類の子どもの権利が、条例にある大人の責務のどの部分に対応しているのかを意識しながら整理した方がよい。

(滝田会長)

続いて「(2) その他」だが、委員の皆様から何かあるか？

【特になし】

(滝田会長)

事務局から何かあるか？

(事務局：塚原次長)

ただいま、委員の皆様や平石弁護士から御意見をいただいたが、児童の権利に関する条約が条例素案の大前提となっていることは重ねて申し上げているとおりである。

平石弁護士から御助言いただいた、条約に定める権利と条例に定める責務がどのように対応しているのかについては、改めて確認したい。

また、条例名称案について、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて決定したいと思うが、事務局が名称案を考える上でポイントにしたものがある。

他自治体の名称では「子育てしやすい」、「子育て支援」という文言が使われているが、この条例の視点は、「子どもを大人が育てるための支援」ではなく、「子どもが健やかに育つために大人がどのように支援するのか」である。

「子育て」というよりは「子育て」に重きをおいた条例の内容となっており、それを鑑み、事務局の名称案を作成したことを申し添える。

(滝田会長)

全ての議事が終了したので、議長の職を解かせていただく。

4 その他

(遠藤主幹)

その他について何かあるか？

(滝田会長)

事務局へのお願いだが、開催通知には審議予定として議題が2件あったが、冒頭でも説明したとおり、諸般の事情により1件に減った。

委員の皆さんは、この審議予定に合わせて貴重な時間を割いてこの場に集まっていたということから、諸般の事情があったとはいえ、議題がたった今なくなったわけではないと思うので、ある程度議題の見通しが立った段階で事前にお知らせ願いたい。

(事務局：佐久間部長)

その点に関してはお詫び申し上げます。

本日、議題に挙げる事案について、内部事務手続きを会議直前まで調整していたが、事務局の力不足で、結果として会議に間に合わず、議題に挙げるができなかったものである。

今後、このようなことのないように準備したい。

5 閉会

(遠藤主幹)

以上をもって、会議を終了する。

以 上